

健康保険が使えます

保険治療について

当治療室は厚生労働大臣認可の届出施術所ですので、症状によっては医師の同意により「はり・きゅう・マッサージ」の治療を健康保険で受けることができます。保険の適用により治療を受けられる皆様の経済的負担も軽減されますので、対象の症状がある方はご検討くださいませ。

○保険の適応症状

- はり・きゅう ⇒
1. 神経痛（坐骨神経痛など）
 2. リウマチ
 3. 腰痛症（慢性の腰の痛み、重だるさなど）
 4. 五十肩（肩の関節の痛みなど）
 5. 頸腕症候群（肩こり、腕のしびれやだるさなど）
 6. 頸椎ねんざ後遺症（ムチウチ症など）

- マッサージ ⇒
1. 筋肉のマヒ
 2. 関節拘縮
 3. その他、医療上マッサージ治療が必要と認められた場合

○同意書について

同意書は当治療室に用意してございます。この同意書にかかりつけの病院、医院のお医者様が同意していただけることにより、はり・きゅうおよびマッサージ治療が保険で受けられます。なお、病院・医院は内科などでもかまいません。

○保険適用期間

6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎる場合は再同意をいただければ継続できます。なお、はり・きゅう治療の場合、同意期間内は同一疾患での病院・医院での併療は認められません。

○保険治療の場合の治療料金

病院等の医療機関と保険制度が異なり1回治療当たり（15分程度）の適用となります。30分以上の治療をご希望の場合は自費治療との併用となりますのでお支払額は下の表をご参考ください。

- | | | |
|---------|-------------------|--------------|
| 15分治療 ⇒ | 1割負担の方のお支払額・・150円 | 3割負担の方・・400円 |
| 30分治療 ⇒ | 1割負担・・1,400円 | 3割負担・・1,700円 |
| 45分治療 ⇒ | 1割負担・・2,800円 | 3割負担・・3,000円 |